



みんなで守る防災のまちづくり

● 施策の方向 ●

① 地域防災活動の促進を図ります

- ・住民が「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持ち、災害が発生した際にも的確な判断に基づき行動できるよう防災に関する知識の普及、啓発を図り、地域における防災計画等の作成を促進します。
- ・災害発生直後の救出救護、初期消火など、地域住民の主体的な防災活動を先導するため、進んで活動にあたる防災リーダーの資質の向上を図るとともに、防災ボランティアの育成を図ります。
- ・住民自らが被害を防止、軽減できるよう地域及び事業所単位での自主防災組織の育成、支援を図るとともに、そのネットワークの強化を促進します。
- ・要配慮者などに対する防災対策を支援するとともに、避難行動要支援者を把握し、地域における支援者間での共有を図ります。

② 災害時の連携・応援体制を確立します

- ・災害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう「菟野町地域防災計画」に基づき体制整備を推進するとともに、町民総ぐるみの総合的な防災訓練の実施を図ります。
- ・救出救護活動を強化し、早期に復旧が進められるよう、町内の団体、事業所等との応援協力協定を結びとともに、大規模な災害に備えて、広域的な相互応援体制の構築を行います。

● 主な取り組み ●

河川監視システム運用事業 (③)

町内河川のうち19か所に設置した河川監視カメラの映像をホームページ等で公開することで、河川に近づくことなく水位を確認し、迅速な避難勧告等の発令や自主避難の促進につなげます。

指定避難所特設公衆電話等整備事業(③②④)

指定避難所に特設公衆電話及びスマートフォン充電器を整備し、災害時における通信手段等を確保します。

木造住宅耐震化事業 (④)

予想される大規模地震への備えとして昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や補強設計、耐震補強工事に対する助成を行います。

災害時要援護者対策促進事業 (④)

高齢者や身体障害者世帯への家具転倒防止器具の配付や設置を行い、地震発生時における安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業(ため池整備) (④)

ため池の耐震診断を行い防災機能の現状を把握するとともに、必要な耐震工事を行うことで災害による被害の低減を図ります。

③ 災害時の避難体制を確立します

- ・防災マップなどを活用しながら町内各地の避難所及び避難路の周知徹底を図ります。各家庭での災害時の備えについては、自助により備蓄すべき物資についての周知を図ります。
- ・観光地における避難方法や避難経路について、関係機関と検討し、避難体制を確立することで、安全、安心な観光地となるよう努めます。
- ・災害の発生時に迅速に避難できるよう、情報収集や関係機関との連携などを行いながら、正確な情報を様々な情報発信ツールにより迅速に周知を図ります。その一つとして、河川監視カメラにより、水位や状況を常時監視するとともに、住民が避難を判断する目安となるよう、その映像を公開し、それを広く周知し、住民の自主的な避難を促進します。
- ・避難所や防災拠点における、備蓄品、防災資機材、感染予防対策などの充実、通信手段確保など防災機能の強化、避難者のための連絡手段確保について、要配慮者への配慮をした上で進めることで、避難生活に対応する体制の構築を推進します。
- ・避難時における感染症対策については、分散避難などの新たな避難方法や、避難所運営体制についても、あわせて検討し、周知を図ります。
- ・被災者に対する医療、精神的ケアが確保されるよう、救援ボランティアの受け入れ体制の検討や関係機関との連携を図ります。

④ 災害に強いまちづくりを推進します

- ・災害に強いまちづくりには、一人一人が防災意識を高め、地域防災活動への参画や一般住宅の耐震化を図るなど減災に向けた備えの充実を図ることが重要であるのに対し、その基盤をつくるには、行政が大きく役目を果たすことが重要であるため、公共施設等の耐震性の強化を推進するとともに、ライフライン強化に関わる関係機関との連携体制の構築に努めていきます。
- ・避難路や受援体制確保等のため道路整備や橋りょうの維持管理等を行うとともに、近年局地的な短時間強雨が頻発していることから、必要に応じた浸水対策に努めます。
- ・避難経路における家屋倒壊を防ぐための空き家対策等を進めるとともに、一般住宅の耐震化、空き家の適正な管理、狭あい道路の拡幅整備促進や災害時に避難所となる地区公園整備などの防災・減災対策について啓発や支援を図ります。

危険樹木事前伐採事業 (④)

台風等による倒木被害により、ライフラインを寸断するおそれのある危険樹木伐採を実施することで、住民生活や行政の防災機能に大きな支障を及ぼすことが想定される災害時のライフラインの寸断を未然に防止し、町民の安全安心な暮らしを守ります。

緊急浚渫推進事業 (⑤)

町管理河川の堆積土砂の掘削、撤去を行い、河道閉塞を未然に防ぎ、災害発生を抑制します。

その他関連する主な事業等

- ・防災リーダー研修の実施 (①)
- ・水防訓練、町民総ぐるみ総合防災訓練の実施 (①)
- ・各種救命講習会等の開催 (①)
- ・地区公園整備事業 (④)
- ・空家対策事業 (④)
- ・水道ビジョン推進事業 (ライフライン機能強化事業) (④)
- ・橋りょう長寿命化修繕事業 (④)
- ・主要生活道路整備事業 (④)
- ・水利施設等保全高度化事業 (④)
- ・農地耕作条件改善事業 (④)
- ・基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業 (ストックマネジメント) (④)
- ・林道整備事業 (④)
- ・みえ森と緑の県民税市町交付金事業 (④⑤)
- ・森林経営管理事業 (④⑤)

⑤ 治山・治水対策を推進します

- ・土石流や河川の氾濫などによる災害を未然に防止するため、町が管理する河川については、堆積土砂等の撤去を行い適正な維持管理に努めるとともに、土砂災害防止法に基づく区域指定を受けた箇所については、予防事業の推進を国、県など関係機関に強く働きかけます。
- ・土砂や流木を流さない森林づくりや、災害に強い森林づくりに努めます。



消防・救急体制の強化

● 施策の方向 ●

① 火災予防を推進します

- ・事業所の防火管理対策強化を支援するとともに、立入検査や危険物安全対策を推進します。
- ・住宅防火対策に関する広報活動を実施し、町民の防火意識の高揚を図り、住宅用火災警報器の未設置世帯における設置の促進と、設置済世帯における維持管理の促進を図ります。

② 消防体制を強化します

- ・多様化する災害等の発生に対応するため、常備、非常備の消防体制の強化に努め、3消防本部による通信指令事務（消防指令センター）共同運用をはじめとした、消防の広域連携、協力体制の充実強化に取り組み、消防力を維持向上させるため、消防施設、車両、装備や消防水利の計画的な整備を推進します。また、災害現場においては、より安全に迅速な対応にあたるよう先進技術の導入など体制強化を図ります。
- ・消防体制の重要な役割を担う消防団員の確保を円滑に進めるため、消防団に対する理解を深めることに重点をおいた広報活動を展開します。

③ 救急体制を強化します

- ・救急救命士の養成と救急隊員の研修の充実、地域メディカルコントロール協議会との連携強化など、救急業務の高度化を図ります。
- ・当町の救助事案で約半数を占めている山岳救助の技術向上と出動体制づくりの強化に努めます。
- ・地域住民、事業所による応急手当の普及推進を行い、AED（自動体外式除細動器）設置の促進及び貸出事業の推進を図り、「救命の連鎖」による救命効果を高めます。
- ・地域医療体制の維持、継続のため救急車の適正利用についての広報及び啓発活動と、事故等の未然防止を図る「予防救急」の取り組みを推進します。

● 主な取り組み ●

消防庁舎整備事業（②）

社会情勢の変化による消防体制のあり方に対応し、消防業務の拠点機能を維持、拡充するため、消防庁舎の整備を行います。

消防車両整備事業（常備/非常備車両）（②）

安定した消防力を確保するため、消防救急車両の更新を行います。

無人航空機（ドローン）活用事業（②）

無人航空機（ドローン）の導入と操作員の養成を行います。

応急手当普及啓発及びAED設置促進事業（③）

心肺蘇生法を中心とした救命講習会を開催し、町民への応急手当の普及啓発を図るとともに、AEDの緊急時貸出を行う救命サポート事業所の拡大を図ります。

その他関連する主な事業

- ・火災予防対策推進事業（①）
- ・山岳救助体制および連携強化事業（③）
- ・救急業務高度化事業（③）
- ・救急車適正利用啓発事業（③）
- ・119番映像システムの運用（④）

④ 消防指令システムを整備します

・共同運用の消防指令センターの消防指令システムを更新し、消防・救急指令が的確かつ速やかに展開できるよう次世代高速通信など最新の情報通信技術を活用した消防指令システムの強化を図ります。



交通安全対策の推進

● 施策の方向 ●

① 交通安全意識の高揚を目指します

- ・交通ルールの順守やマナーアップに向けた啓発を充実させるとともに、高齢者や小中学生、児童幼児などを対象に交通安全に対する啓発の充実に向けて、交通安全協会などの関係機関と連携し、指導体制の強化を図ります。

② 交通安全環境を整備します

- ・交通事故の発生を抑えるため、幅員狭小区間の解消や歩行空間の確保などに努めるとともに、車両、歩行者双方の安全性充実に努めます。
- ・新たな道路網の整備などによる交通環境の変化に応じ、交通事故危険箇所の把握に努めるとともに、通学路などを中心にカーブミラー、路面標示等の交通安全施設、道路や信号機などの整備を関係機関と連携し促進します。

● 主な取り組み ●

交通安全街頭指導の実施 (①)

防犯意識向上のため、防犯委員会や警察署と連携し啓発活動を実施します。

交通安全啓発活動の実施 (①)

町民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通事故防止に取り組むとともに飲酒運転根絶を目指し、警察や交通安全協会等の関係機関と連携し啓発活動を実施します。

その他関連する主な事業

- ・交通安全施設の整備 (②)
- ・交通安全対策工事 (②)
- ・カーブミラー、ガードレール修繕事業(②)





みんなで取り組む防犯対策の推進

● 施策の方向 ●

① 防犯意識の高揚を目指します

・防犯意識を高めるため、犯罪や不審者等に関する情報を、様々な媒体を活用して適切かつ速やかに住民に発信するなど住民への啓発を図ります。

② 地域防犯活動の促進を図ります

・防犯協会、防犯委員会などの関係機関と連携し、地域のつながりを強くすることが、犯罪の減少、そして安全な地域社会形成につながることから、地域ぐるみでのパトロール活動などを支援、促進します。

③ 防犯環境を整備します

・夜間における安全な環境を創出し、犯罪を抑止するため、LED照明による防犯灯の設置など防犯施設の整備に努めます。
・特殊詐欺被害について、警察と連携し、啓発活動を行った上で、特殊詐欺の被害防止に向けた機器の整備を促します。

● 主な取り組み ●

防犯意識向上のための啓発活動 (①)

防犯意識向上のため、防犯委員会や警察署と連携し啓発活動を実施します。

町防犯委員会に対する支援 (②)

町防犯委員会は、町内の防犯灯の設置、子どもへの防犯啓発活動、年末防犯パトロールなどを実施します。町防犯委員会への支援を通じて、安全で安心して生活できるまちづくりに取り組みます。

自主防犯組織への支援 (②)

地域の防犯力の向上を目指し、青色回転灯を使用した車両での見回りを行う、自主防犯組織への支援を行います。

特殊詐欺防止機器設置補助事業 (③)

巧妙化する特殊詐欺等の犯罪から高齢者を守るため、録音機能や自動着信拒否機能等を有した詐欺防止機器の設置の推進を図ります。また、警察と連携し、地域行事において啓発を行うことで防犯意識の向上に努めます。

その他関連する主な事業

・防犯灯の維持管理 (③)



消費者保護対策の推進

● 施策の方向 ●

① 消費者意識の高揚と消費者団体の育成を支援します

- ・消費者自らの主体的、合理的な消費行動を促進するため、消費生活トラブルなどに関する最新の情報提供を進めるとともに、各年齢層に応じた啓発を行い、消費者としての意識高揚を図ります。
- ・消費者問題に対する意識や知識を住民に広く普及するため、消費者問題に取り組む団体・グループの育成、支援を図ります。

② 消費生活相談体制の充実を図ります

- ・住民からの相談や苦情に対応するため、消費生活センターなどと情報共有し、相談窓口としての機能の充実に努めます。
- ・判断力におとろえが見られる消費者への相談、支援を行うため、関係機関と連携を図ります。



● 主な取り組み ●

「消費生活くらしの会」の活動支援(①)

消費者問題に対する意識啓発や知識の普及に取り組んでいる「消費生活くらしの会」への活動支援を行います。

消費者生活相談(②)

消費生活における商品やサービス、契約等に関する相談を受け、関係機関と連携を取りながら、円滑で迅速な解決を図るための助言や情報提供を行います。

北勢地域若者サポートステーション菰野町出張相談会(②)

働くことに踏み出したい若者たちと向き合い、職場定着するまでをバックアップする厚生労働省委託の支援機関が実施する相談会の開催を支援します。

よろず支援拠点市町相談窓口(②)

小規模事業者、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人等の中小企業の売上拡大、経営改善など経営上のあらゆる相談、創業予定の方の相談に対応するため、国が設置する相談窓口を役場に開設します。